

# 令和2年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針

## 1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和2年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。

## 2 基本的な考え方

- (1) 令和2年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、公共事業再評価を実施する。
- (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。

## 3 評価の対象

道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 国（公共事業関係省庁）（以下「関係省庁」という。）が定めた再評価の要件に該当する地区及び交付金事業の施工地区のうち、同要件を準用した場合に該当することとなる地区  
ア 事業採択後長期間を経過した時点で未着手（建設部所管事業にあっては未着工と読み替える。以下同じ。）の地区  
イ 事業採択後長期間を経過した時点で継続中の地区  
ウ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している地区  
エ 再評価実施後一定期間が経過している地区  
オ 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区  
なお、「長期間」及び「一定期間」の定義、並びにウの要件を適用する事業種別等については、関係省庁が定める再評価要領等によるものとする。

ただし、次に該当する場合は評価対象から除く。

- (ア) 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度に完了する見込みの地区
  - (イ) 事業費の進捗率が概ね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）において特に再評価を必要としないと認められた地区
- (2) 事業費に大幅な変更が生じた地区  
ア 農政部所管公共事業及び水産林務部所管公共事業のうち林野関係公共事業  
(ア) 30億円以上の増減が生じた地区  
(イ) 事業費が30億円以上の地区において、5割以上の増減が生じた地区  
イ 水産林務部所管公共事業のうち水産関係公共事業及び建設部所管公共事業  
(ア) 50億円以上の増減が生じた地区  
(イ) 事業費が50億円以上の地区において、5割以上の増減が生じた地区  
ウ その他  
10億円以上の増減が生じた地区のうち、事業内容に大幅な変更（目的・事業手法・施設規模等）があり特に必要と認める地区
  - (3) 同一の事業目的等により継続的に実施される施工地区のうち、事業採択後から事業期間を通算した結果、上記(1)の要件に該当する地区

## 4 評価の単位

関係省庁の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。

## 5 評価の視点

- (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか）
- (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか）
- (3) 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か）
- (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか）
- (5) 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか）
- (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）

## 6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和2年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。

ただし、上記3の(1)オ、(2)及び(3)に該当するものについては、別に定めることができる。

なお、農政部は、上記3(2)によって土地改良法に基づく手続（土地改良法に基づかない場合は各事業の実施要綱・要領等に基づく手続）（以下「法手続等」という。）が必要となる場合、法手続等の開始前に専門委員会に報告し、二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見等）の公表後に法手続等を開始するものとする。

## 7 調書等の作成・提出

各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、令和2年8月21日までに総合政策部政策局計画推進課に提出する。

ただし、前項ただし書きによる場合については別に定める日までとする。

- (1) 公共事業施工地区（公共事業再評価地区）一覧表（様式1）
- (2) 公共事業再評価総括表（様式2）
- (3) 公共事業再評価調書（様式3、事業概要図）

## 8 専門委員会への報告

各部局は、次のいずれかに該当する地区について、所定の様式を作成し、7月の専門委員会に報告するものとする。

- (1) 上記3(1)のただし書き(ア)に該当する地区  
翌年度完了見込み地区一覧表（様式4）
- (2) 上記3(1)のただし書き(イ)に該当する地区  
高進捗率・主要工事完了地区一覧表（様式5）及び様式1  
なお、7月の専門委員会で再評価を必要としないと認められた地区は、7月の専門委員会の開催以降は様式1から削除するものとする。
- (3) 上記3(2)ウに該当する地区  
事業費10億円以上増減地区一覧表（様式6）及び様式1

## 9 専門委員会委員の意見反映

各部局は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において専門委員会委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。

## 10 留意事項

- (1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。
- (2) 一次政策評価の時点以降において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部政策局計画推進課と協議すること。

## 11 再評価対象地区のフォローアップ

各部局は、再評価の対象となった地区のうち事業の進捗等についてフォローアップが必要と認められた地区の実施状況を、専門委員会に報告するものとする。

## 12 評価対象外地区の変更に係る報告

上記8(1)により報告した地区で完了年度に変更が生じた場合、あるいは上記8(2)により報告した地区のうち再評価の対象外となった地区で計画に変更が生じた場合、各部局は変更内容や変更理由等を専門委員会に報告するものとする。

## 13 総合的な公共事業評価

多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。

## 14 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。